

広瀬地区の共同実施

地域の教育支援室を目指して



- **学校事務支援** 学校の裁量権の拡大に対応した学校の管理運営を支援するため、業務の集中化と分散化により負担軽減を図り、事務事業の支援を推進する。
- **学校教育支援** 会計一元化や総合学習・校外学習支援により、教師が児童生徒とふれあう時間を確保し「きめ細かな学習指導」の推進に寄与する。
- **教育行政支援** 県・市町村と共同実施組織との業務負担の見直しを積極的に行う。
- **地域(PTA)支援** 教育費負担の軽減・各種契約等の透明性の確保等、教育活動の計画に際して、費用対効果という観点を取り入れ、保護者に明確に説明できるものとする。

学校事務の共同実施・事務処理の効率化

～組織が変われば学校が変わる～



佐土原町教育委員会
教育長 菊池 俊彦

本町では中央教育審議会答申(平成10年9月)「今後の地方教育行政の在り方について」の中での具体的改善方策(学校事務・業務等に係る負担軽減)である「学校事務を効率的に執行する観点から、特定の学校に複数の事務職員を集中的に配置して複数校を兼務させることや学校の事務を共同実施するセンター的組織を設置すること等により、学校事務・業務の共同実施を推進するための方策を検討すること。」を具現化するため、平成11年11月から「事務処理の効率化に関する研究」に取り組んできた。その目的は次のようなものである。

- ① 総合的な事務処理体制の整備及び責任体制の明確化。
- ② 教員がゆとりをもって児童生徒とふれあう時間の確保に資すること。
- ③ 事務職員がより一層内外の情報を収集・整理・保管し、学校経営を支えるスタッフとして組織的・機動的に学校運営を推進すること。

本町における事務の共同実施も5年目を迎えた。現在では那珂小学校・佐土原小学校・佐土原中学校の3校に勤務する県費負担事務職員で組織する「西佐土原地区学校支援センター」並びに広瀬地区5校(広瀬小学校・広瀬北小学校・広瀬西小学校・広瀬中学校・久峰中学校)の県費負担事務職員で共同実施組織を編成し組織的な事務処理を行う「広瀬地区共同実施組織」を中心に全町的な取り組みへと進展してきているところである。

標記の中央教育審議会答申の提言である「コンピュータ処理や書類の電子化の推進、校内LANや学校と教育委員会を結ぶ情報網の整備など情報化の進展を踏まえて、従来のような事務・業務をすべて校内で実施、処理することとして、これに必要な組織を整備するという考え方を見直すことも必要である……それぞれの学校や学校を設置する地方公共団体の教育委員会が事務・業務の共同実施や教諭以外の専門性を有する者の活用等に積極的に取り組むことが求められる。」この具体化を目指し、佐土原町教育委員会としても相提携しつつ本事業の更なる推進、充実に努めていきたいと考えている。

広瀬地区における共同実施の進め方

■目的■

各学校の事務職員が業務のスタンスをそれぞれの学校に置つつ共同実施を行うことにより、事務処理の効率化を図り、共同実施組織および各学校の事務室において、広瀬地区の「教育支援組織」として次の支援業務を行う。

- 学校事務業務の支援
- 教育行政の支援業務
- 裁量権拡大に対応した学校管理運営の支援業務
- 地域（PTA等）への学校運営上の説明
- きめ細かな学習指導等の支援業務

共同実施で行う業務内容

■当面の校務分掌■

広瀬小学校（中心校）

- 共同実施組織運営計画
- 連携校の旅費の計算と請求事務
- 諸手当の認定業務
- 共同実施配当予算の執行業務
- 校外学習等に際してのバス借上げに関する業務
- 一般備品、教材備品の共同見積り

広瀬北小学校

- その他控除入力票等送付書
- 備品管理用資料作成（備品監査対応）

広瀬西小学校

- 予算要求書様式と内容の検討

久峰中学校

- 職員研修用指導資料作成
- 各種様式の作成

広瀬中学校

- 空調使用報告書様式の作成

■当面の共同実施で行う業務■

- 諸手当認定に関する事務並びに相互チェック
- 旅費請求書相互チェック
- 電算報告相互チェック
- 年末調整相互審査
- 人事サービス関係帳票相互チェック
- 給与関係帳票相互チェック
- 共同実施令達予算に関する協議および執行計画立案

■将来の展望■

- 教育行政支援の方法模索（効率的な予算執行等）
- 学校環境整備計画書の作成
- 遠足、修学旅行等契約業務
- 共同実施への予算配当の拡大
- 共同実施地区内のPTA活動への参画
- 共同実施配当予算の専決

共同実施地区別協議会

広瀬地区では共同実施が円滑に運営できるように、学期1回程度の共同実施地区別協議会を実施しています。これは宮崎県教育委員会が定めた「事務処理の効率化に関する共同実施地区別協議会要綱」により実施しているものであるが、組織内学校の校長・教頭・事務職員並びに町教育委員会担当者（教育総務課長・課長補佐）の意見交換や共通理解を図ることができる。また会の終了後に事務局で作成する共同実施地区別協議委員会報告書（議事録的なもの）により徹底した確認をすることができることから、共同実施を進める上で非常に有効なものとなっています。

佐土原町では、西佐土原地区・広瀬地区の2つの共同実施組織で町内全ての小中学校（8校）を網羅している特徴があるため、2つの共同実施組織並びに共同実施地区別協議会が足並みを揃える必要があり、年に1～2回程度の共同実施合同会を開催し、その調整を図っています。共同実施地区別協議会での論議により共通理解された事や共同実施の段階で出てきた問題をさらに具現化し、令達予算の項目や金額等、業務の細部に至るまで実務として定着させるために共同実施事務局会を設けて進めています。



広瀬地区共同実施令達予算の推移

令達予算費目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
1. 消耗品費	100,000	100,000	100,000	
2. 印刷製本費	30,000	50,000	50,000	
3. 通信運搬費	50,000	50,000	50,000	
4. 備品購入費	300,000	—	500,000	
5. 修繕料	1,000,000	2,500,000	2,500,000	○
6. 建物等管理委託料	—	250,000	250,000	○
7. 使用料及び賃貸料				
・使用料(NHKテレビ受信料)	—	—	138,000	○
・賃貸料(バス借り上げ料)	—	—	2,640,000	○
8. 食糧費	—	—	20,000	
9. 光熱水費(電気料)		27,000,000	27,076,000	○
(水道料)	—	8,400,000	7,437,000	○
(ガス代)	—	250,000	218,000	○
合計	1,480,000	38,600,000	40,979,000	

※末尾の空欄に○印のある費目は、学校に予算令達がなく、全て共同実施に令達されているもの。空欄は、学校には令達予算があり、主に共同実施の活動費用として令達されているものを指す。

佐土原町立小・中学校共同実施組織運営規程

(目的)

第1条 この訓令は、佐土原町立学校管理規則（平成14年教委規則第1号）第82条第2項の規定に基づき、学校における事務・業務の効率化と学校の運営に関する支援を行うための共同実施（以下「共同実施」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 共同実施は、小・中学校の事務職員で構成し、広瀬地区・西佐土原地区の2地区とする。
2 事務局を共同実施中心校に置く。

(職及び職務)

第3条 共同実施組織の運営責任者として、共同実施主任を置く。
2 共同実施主任は、事務局を擁する学校の事務職員をもって充てる。
3 共同実施主任は、共同実施組織の所掌事務をつかさどる。

(業務)

第4条 共同実施組織は、次の業務を行う。
(1) 佐土原町立小中学校事務処理規程の指定事務の内、共同実施に係る事務の処理に関すること。
(2) 前号以外の指定事務の支援に関すること。
(3) 事務職員の研修に関すること。
(4) その他学校運営及び学校教育の支援に関すること。

(事務委任)

第5条 学校長及び事務主幹は、共同実施主任に次の事務を委任することができる。
(1) 当該共同実施組織を構成する学校の県費負担教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当の認定に関する事務。
(2) 当該共同実施組織に配当された予算の執行に関する事務。

(地区別協議会)

第6条 各共同実施組織の円滑な運営を図るため、共同実施地区別協議会（以下、地区別協議会という。）を置く。
2 地区別協議会は、共同実施組織内の学校長、事務職員、代表教頭及び教育委員会担当職員で構成する。

(運営)

第7条 共同実施主任は、当該共同実施組織において処理する事務とその運営について、地区別協議会において協議し、年度初めに共同実施計画を作成しなければならない。
2 共同実施主任は、共同実施計画を変更する場合、あらかじめ地区別協議会の校長に報告しなければならない。

(服務)

第8条 事務職員が共同実施に伴う出張の場合は、あらかじめ校長の承認を得なければならない。

(共同実施合同会)

第9条 共同実施組織2地区の連絡・調整と円滑な運営を図るため、共同実施合同会を開催する。

(事務局会)

第10条 共同実施並びに地区別協議会に関する連絡・調整及び協議のため、必要に応じて事務局会を開催する。
2 事務局会は教育委員会担当職員及び各地区共同実施主任で構成する。
3 事務局会は教育委員会が招集する。

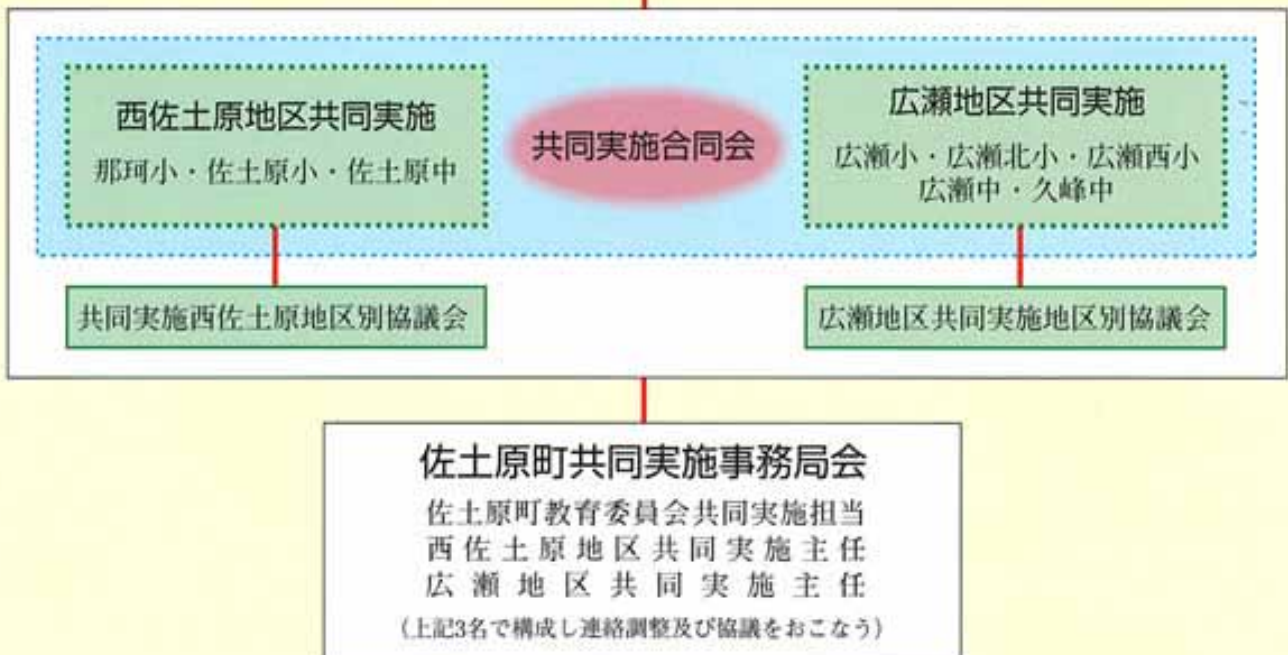
付則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。



佐土原町共同実施組織機構

佐土原町内各学校



地域の「教育支援室」を目指して

教育行政支援

学校事務支援

学校教育支援

地域 (PTA) 支援



事務の共同実施

支援業務概要

学校事務支援

教育の地方分権と学校の裁量権の拡大に対応し、学校の自主性・自律性の確立をめざした学校の管理運営を支援する学校事務を創造するため、また「特色ある学校づくり」をはじめとする広瀬地区の教育を支援するために、共同実施組織内学校の事務職員が業務のスタンスをそれぞれの学校に置きつつ、これらの支援業務に関わる必要がある。

そのため共同実施加配事務職員の配置効果を連携校にも配分し、バランスのとれた業務の集中化と分散化により連携校の学校事務支援を図ることで、「教育を支援する組織」としての活動を推進する。

学校教育支援

学校事務職員個々の個性と能力を最大限に活かし、その時々業務レベルを最高の水準まで引き上げ、共同実施を効果的に進める。そのことで学校事務を学校管理機能と直結させ、学校環境の整備・予算執行・諸手当認定等の業務を権限を持って主体的に行い、学校管理運営の支援を行う。

また、学校の事務機能として学級費や副教材費等の学校集金の出納業務を集中化する「会計一元化」や、総合学習・遠足等のバス借り上げの契約と支払い業務を共同実施組織で行うことで、教員が不得手な会計事務から解放され、児童生徒との「ふれあいの時間」を今まで以上に確保することができ、教育活動にも集中することができる。さらに、共同実施組織を中心に、大型備品や高額備品の共有化を進めることが可能になることから、教育活動がさらに充実したものとなり「きめ細かな学習指導」等の教育支援も行うことができる。

教育行政支援

学校管理規則(共同実施組織運営規程)で、諸手当(扶養、通勤、住居手当)の認定権や共同実施令達予算の執行権限が共同実施主任に委任されたことにより、共同実施組織が明確な責任と権限を持ち主体的に県及び市町村の教育行政と関わることで、県費については旅費等の誤支給や諸手当等給与の過年度支給及び戻入の防止に努める。また市町村費については、徹底した教育予算の効果・効率的執行に努めるとともに、従来の配当予算の年度内完全執行の考え方並びに行政の前年度執行高による予算配当の考え方を改め、当分の間、毎年同一水準の予算配当の裏付けの上で、共同実施の実績として残予算を積極的に返納する。

そのほか、県・市町村と共同実施双方の業務分担の見直しを積極的に行う、等の教育行政支援に努める。

地域 (PTA) 支援

事務部門としては今のところ地域への説明責任に関してそれほど必要性を感じないが、現在の社会情勢の中で、保護者 (PTA等) の教育費負担の軽減についてその責任は重大である。

例えばワーク・ドリル等の副教材に関するものから、総合学習の校外活動・遠足、修学旅行の契約業務まで共同実施が果たすべき役割は多大なものがある。従来学校教育では、教育課程による計画優先の考え方が主流であったが、今後は計画段階から費用対効果と効率を考慮して「予算」を視野に入れた行事計画の立案が求められる。この意味においても、数字で結果が出せる共同実施が担い、保護者に対して果たすべき役割は重要である。

以上の観点から、広瀬地域では来るべき公務員制度改革に対応した、説得力のある共同実施を模索して行きたいと考えている。